

学校における食物アレルギー対応 マニュアル

**福井市教育委員会事務局
保健給食課
令和元年10月作成
令和3年 2月改訂**

●はじめに

食物アレルギーについては、原因食物が多岐にわたるだけでなく、症状も軽い症状からアナフィラキシーショックのような生命にかかる重篤な症状までさまざまです。

学校においては、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童と同じように学校生活を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようになりますが重要であり、そのためにも安全性を最優先し、学校、幼稚園、保護者、医師、教育委員会等が連携を図り、必要な情報の共有や食物アレルギーへの対策を講じる必要があります。

のことから、本市では平成25年4月に「学校のアレルギー疾患対応マニュアル」を策定し、学校と保護者が一体となり、アレルギー疾患有する児童生徒が安心して、学校給食をはじめとする学校生活が送れるよう対応方針を示したところあります。

しかしながら、食物アレルギーを有する児童生徒は増加傾向にあり、原因食物や対応内容が複雑になってきています。そこで、学校において、より安全性の高い対応方針とするため、文部科学省作成の「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月）」、及び福井県教育委員会作成の「学校における食物アレルギー対応の手引（平成30年3月）」に基づき、本市は現行のマニュアルから「学校における食物アレルギー対応マニュアル」に改訂しました。各学校及び幼稚園においては、本マニュアルを活用し、食物アレルギーを有する児童生徒等に対して適切に対応を行っていただきますようお願いします。

目 次

1 食物アレルギー対応の基本的な考え方	・・・ 1
(1) 食物アレルギー対応の基本方針	
2 市教育委員会における対応	・・・ 2
(1) 学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定	
(2) 医療機関（医師会）との連携体制	
(3) 研修会の実施及び研修機会の確保	
(4) 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援	
(5) すべての事故及びヒヤリハット情報収集とフィードバック	
(6) 教育委員会等や学校の管理下にない場所（学童保育等）での対応	
3 学校における対応	
(1) 校内及び関係機関との連携体制づくり	・・・ 3
①校内食物アレルギー対応委員会の役割について	・・・ 4
②教職員等の役割（例）	・・・ 5
(2) 学校生活における対応の流れ	・・・ 6
(3) 学校給食における対応	
①学校給食における食物アレルギー対応の対象	・・・ 1 1
②学校給食における食物アレルギー対応方針	・・・ 1 1
③当日の対応の留意点	・・・ 1 5
(4) 学校給食以外における対応	
①学校生活での留意点（学校給食以外）	・・・ 1 6
②食物アレルギーに関する指導	・・・ 1 7
③校内研修	・・・ 1 9
(5) 食物アレルギーに関する事故発生時の対応	・・・ 2 0
(6) エピペン [®] を処方されている児童生徒への対応	・・・ 2 2

別表 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

様式集

- ・様式 1 校内食物アレルギー対応委員会基本方針
- ・様式 2 食物アレルギーに関する調査票（単独調理校）
- ・様式 2 食物アレルギーに関する調査票（センター受配校）
- ・様式 3 学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について
（単独調理校）
- ・様式 3 学校における食物アレルギー等の対応に関する書類の提出について
（センター受配校）
- ・様式 4 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に関する協力について
- ・様式 5 面談票（単独調理校用）
- ・様式 5 面談票（センター受配校用）
- ・様式 6 面談チェックリスト
- ・様式 7 食物アレルギー個別取組プラン
- ・様式 8 学校給食における食物アレルギー対応者名簿
- ・様式 9 食物アレルギー対応予定表（例）
- ・様式 10 食物アレルギー対応確認表（例）
- ・様式 11 食物アレルギー対応受渡表
- ・様式 12 補欠時間割表
- ・様式 13 「宿泊を伴う校外学習」における食物アレルギー事故防止チェックリスト
- ・様式 14 「宿泊を伴う校外学習」における食物アレルギー対応確認書（例）
- ・様式 15 食物アレルギー対応解除申請書
- ・様式 16 学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット報告書
- ・様式 17 学校における食物アレルギー対応事故報告書

1 食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 食物アレルギー対応の基本方針

①教職員の食物アレルギー疾患に関する基礎知識の充実と危機意識の向上

全ての教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーについて正しく理解し、エピペン®等の使用を含めた対応ができるように、日頃から緊急時の対応について体制を整えておく。必要に応じて、児童生徒の発達段階に合わせた食物アレルギー指導を行う。

②個々の児童生徒の症状等の特徴を把握

学校での対応が必要となる児童生徒については、保護者に対して主治医が記載した「学校生活管理指導表」等の提出を求め、その結果について教職員全員が情報を共有する。

③個別取組プランの作成と保護者との面談

個別取組プランの作成にあたっては、保護者との面談を踏まえ、管理職、担任、養護教諭、栄養教諭等で構成する校内食物アレルギー対応委員会にて決定し、保護者の確認を得る。また、必要に応じて主治医や学校医等に助言を求める。

④評価・見直し・個別指導

対応状況について、校内食物アレルギー対応委員会で評価・見直しを行う。

また、宿泊を伴う活動や食育活動、校外学習等においては、必要に応じて保護者と連絡をとりながら、その都度、取組内容を検討していく。

2 市教育委員会における対応

(1) 学校における食物アレルギー対応マニュアルの策定

食物アレルギーを有する児童生徒が安全に、楽しんで学校生活を過ごすことができるよう、栄養教諭等や養護教諭の意見を踏まえ、本マニュアルを策定する。

(2) 医療機関（医師会）との連携体制

医療機関や医師会等に対し、マニュアルの周知や「学校生活管理指導表」の運用について共通理解を図り、協力を依頼する。

(3) 研修会の実施及び研修機会の確保

食物アレルギーについての研修会を市教育委員会で実施したり、県などが主催する研修会に参加する機会を設けたりするなどして、教職員が食物アレルギーについて学ぶ機会を確保する。

(4) 食物アレルギー対応の充実のための環境整備及び支援

原因食物の混入防止対策の一環として、適切な調理場の施設設備及び調理機器・器具等の整備、必要な人員の配置等について、可能な限り配慮する。

(5) すべての事故及びヒヤリハット情報収集とフィードバック

学校に対し、すべての事故及びヒヤリハット事例について、その詳細と改善策の報告を求める。集約した情報は学校へフィードバックし共有することで、事故防止の徹底に努める。

さらに、重大な事故事例等は、県教育委員会に報告し、情報の共有を図ることとする。

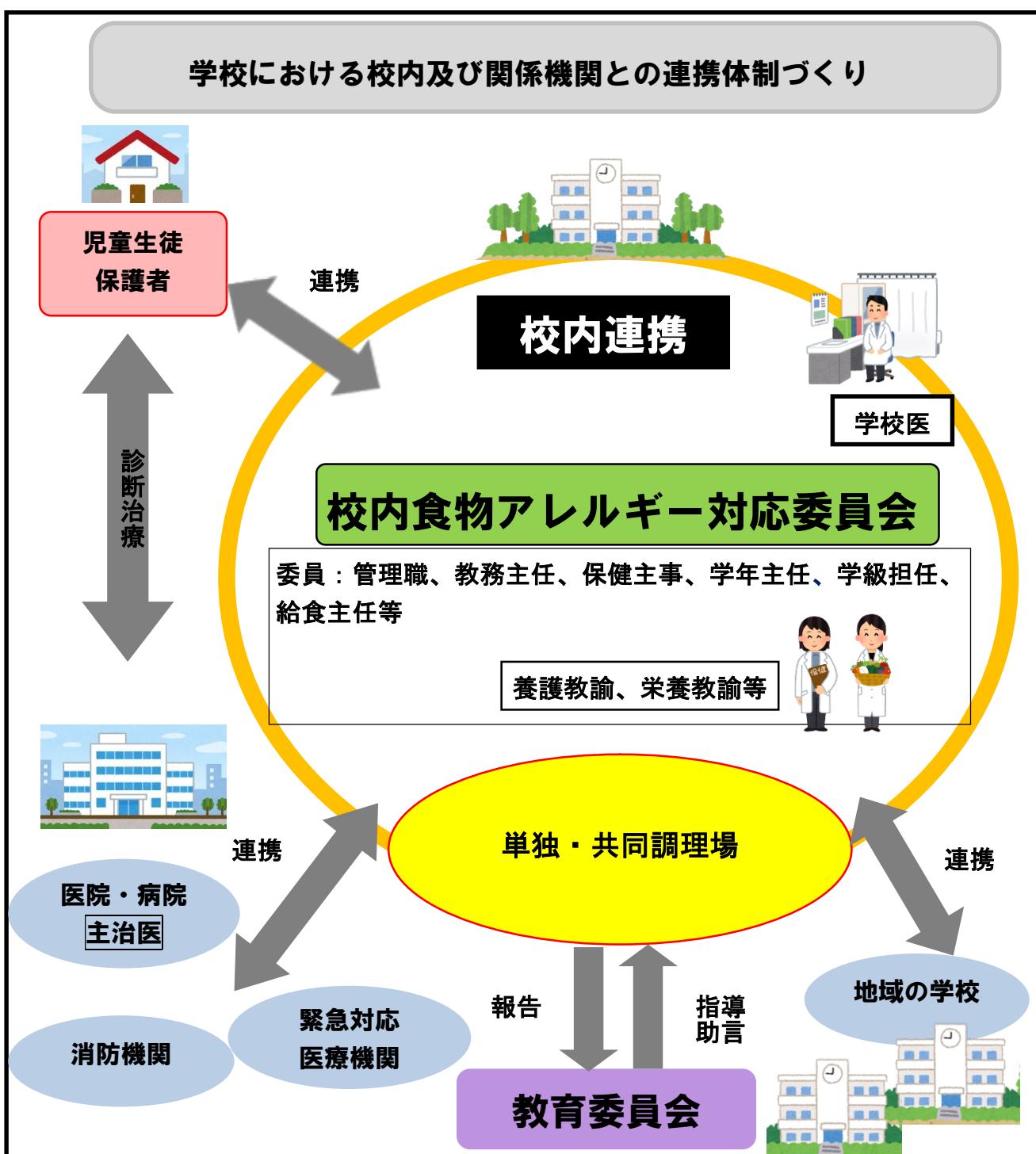
(6) 教育委員会等や学校の管理下にない場所（学童保育等）での対応

教育委員会等や学校の管理下にない場所（学童保育等）においても、食物アレルギー対応が必要なことがあるため、これらの関係者に対しても、研修会への参加や、保護者の同意を得て食物アレルギーを有する児童生徒に関する情報共有など、適宜対応する。

3 学校における対応

(1) 校内及び関係機関との連携体制づくり

学校における食物アレルギー対応については、いつ、どのような状況で緊急の対応を要する事態が発生するか予測することはできない。そのため、管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭等から構成される校内食物アレルギー対応委員会を設置し、教職員全員が児童生徒の個々の情報を共有し、緊急時の対応に備えるための校内体制を整備することが大切である。また、市教育委員会の方針をもとに、保護者や医療機関、地域の学校等との連携を図り、事故が起きない体制をつくる必要がある。



①校内食物アレルギー対応委員会の役割について

委員構成例と主たる役割

◎委員長 校長〈対応の総括責任者〉

○委員

- ・教頭〈校長補佐、指示伝達、外部対応〉※校長不在時には代行
 - ・教務主任〈教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応〉
 - ・養護教諭〈実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止〉
 - ・栄養教諭等〈給食調理・運営の安全管理、事故防止〉
 - ・保健主事〈教務主任・養護教諭・栄養教諭等の補佐〉
 - ・給食主任〈栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底〉
 - ・関係学級担任・学年主任〈安全な給食運営、保護者連携、事故防止〉
- ※必要に応じて、委員会に、学校給食センター所長、教育委員会の担当者、学校医、調理員の代表、関係保護者、主治医等を加える。
- ※本委員会は、既存の委員会や組織に代替することも可能である。

基本方針の決定

校長を委員長（総括責任者）とし、設置する。**対象の児童生徒がいない場合も設置する。**

- ・全児童生徒の情報を集約する「食物アレルギーに関する調査票〔様式2〕」。
- ・市教育委員会の対応方針と個々の状況を踏まえ、学校生活全般における基本方針を決定する「校内食物アレルギー対応委員会基本方針〔様式1〕」。
- ・全職員を対象に、対応訓練や校内研修を企画・実施する。

面談の具体的方法の決定 「面談票〔様式5〕」「面談チェックリスト〔様式6〕」

- ・面談の日程や実務者、参加者を決定する。
- ・面談で聴取するべき項目を決定する。
- ・面談結果から個別の取組プラン案を作成する者を決定する。
- ・保護者に、教育委員会や学校の基本方針と対応内容について説明し、理解を得る。

対応の決定と周知 「食物アレルギー個別取組プラン〔様式7〕」

- ・個別の取組プラン案をもとに、個々の給食の詳細を決定する。
- ・決定した個別の取組プランを全教職員に周知し、共有する。
- ・保護者に決定内容を伝え、了解を得る。

事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

- ・事故発生時には、P20～23に基づき対応する。
- ・事故及びヒヤリハット事例発生時には、市教育委員会へ速やかに報告する。

「学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット報告書〔様式16〕」

「学校における食物アレルギー対応事故報告書〔様式17〕」

- ・事故の原因等、詳細の把握と再発防止のためのシステムを構築する。

※年度途中の転入者には、その都度食物アレルギー調査を実施し、必要に応じて個別対応を行う。

②教職員等の役割（例）

校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・校内の食物アレルギー対応の総括責任者であり、市教育委員会の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 ・食物アレルギー対応委員会を設置する。 ・保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。 ・個別の取組プランの最終決定及び教職員への共通理解を図る。
学校医	<ul style="list-style-type: none"> ・医学的な知見から学校を支援し、学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。 ・健康診断等から食物アレルギーを有する児童生徒の把握に努める。 ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。 ・アレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。
保健主事	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応委員会を開催する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、全職員間で連携を図る。
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、個別の取組プラン(案)を作成する。 ・保護者との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の情報を的確に把握する。 ・食物アレルギーを有する児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。 ・給食時間に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引き継ぎを行う。 ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。 ・他の児童生徒に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や栄養教諭等と連携し、個別の取組プラン(案)を作成する。 ・保護者との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を的確に把握する。 ・学級担任や栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、健康管理を行う。 ・主治医、学校医、医療機関と連携する際の中核的な役割を果たす。 ・学級担任と連携し、異常の早期発見・早期対応に努める。 ・食物アレルギーに関する医学的な情報を教職員等に提供する。
栄養教諭等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任や養護教諭と連携し、個別の取組プラン(案)を作成する。 ・保護者との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を的確に把握する。 ・学級担任や養護教諭等と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。 ・安全な給食提供環境を構築する。 ・マニュアルや個別の取組プラン等に基づき、具体的な調理・配膳作業等を管理する。
給食主任・ 食育担当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、教職員への共通理解を図る。 ・学級担任や養護教諭等と連携し、本人への食に関する指導や周りの児童生徒への指導を行う。 ・調理員との連絡調整（栄養教諭等未配置校）、給食センターとの連絡調整（センター受配校）を行う。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態や個別の取組プランを情報共有する。 ・緊急措置方法等について共通理解を図る。 ・学級担任が不在のとき、サポートに入る教職員は、担任同様に食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学校給食セン ター所長	<ul style="list-style-type: none"> ・受配校との連絡調整を行う。 ・校内食物アレルギー対応委員会で決定した内容について、給食センター職員と共に理解を図る。
調理員・ 配膳員	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を理解し、対応の内容を確認する。 ・栄養教諭等及び給食主任等の調理及び配膳指示をもとに、安全かつ確実に作業する。

(2) 学校生活における対応の流れ

① 食物アレルギーを有する児童生徒の把握【「食物アレルギーに関する調査票 様式2」】

- ・全児童生徒の情報を集約し、校内食物アレルギー対応委員会で基本方針を決定する。

保護者が配慮等を希望する

保護者が配慮等を希望しない



② 保護者へ「学校生活管理指導表」の配付 および医療機関受診を指示【「関係書類提出依頼文書様式3、4」】

- ・保護者が配慮や管理を希望した場合、学校側の対応等を説明した上で、管理指導表を渡し、医療機関への受診を求める。

② 情報の共有・日常指導

- ・情報を共有し、特別な配慮を行わない場合も、日常的な健康観察・指導を実施する。

③ 保護者との個別面談

- ・管理職と実務者が出席して行う。

【「学校生活管理指導表」】

【「面談票様式5」】、【「面談チェックリスト様式6」】

④ 個別の取組プラン案の作成【「食物アレルギー個別取組プラン様式7」】

- ・校内食物アレルギー対応委員会で個別の取組プランを決定し、全教職員で情報を共有する。

⑤ 調理場における対応の実施の決定と報告

- ・市教育委員会等に対応内容を報告する。

【「学校給食における食物アレルギー対応者名簿様式8」】

⑥ 個別の取組プランの情報共有（教職員・保護者）

- ・校長は保護者へ対応内容を通知し、了解を得る。
校長は、その内容を全教職員に周知徹底する。

⑦ 対応の開始

⑧ 評価・見直し・個別指導

- ・校内食物アレルギー対応委員会で対応状況の評価と見直しを行う。

- ・食物アレルギー対応解除となった場合には保護者に申請書の提出を依頼する。

【「食物アレルギー対応解除申請書様式15」】

①食物アレルギーを有する児童生徒の把握

【幼稚園入園時】

- ・保健調査票（1）（2）の提出等の機会に入園予定者の保護者に対し様式2により、食物アレルギーを有する園児の把握を行う。

【小学校入学時】

- ・就学時健康診断（1月）、小学校1日体験入学（2月）等の機会に、入学予定者の保護者に対し様式2により、食物アレルギーを有する児童の把握を行う。
- ・保護者の了解のもと、出身幼稚園や保育所等からの引き継ぎを行う。

【中学校入学時】

- ・入学説明会（2月）等の機会に、入学予定者の保護者に対し、様式2により、食物アレルギーを有する生徒の把握を行う。
- ・保護者の了解のもと、小学校からの引き継ぎを行う。

【進級時】

- ・進級時においても、様式2により、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う。
- ・次年度学級担任への正確な引き継ぎを行う。

【転学・編入学時】

- ・転学・編入学の手続きの時に様式2及び健康相談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の把握を行う。
- ・保護者の了解のもと、転出した学校からの引き継ぎを行う。

【新規発症（診断時）】

- ・新たにアレルギーを発症した際には、保護者から医師の診断に基づいた報告を随時受け、把握を行う。

●調査票様式2をもとに、全児童生徒の実態を把握し、校内食物アレルギー対応委員会で基本方針を決定する。

②情報の共有・日常指導／保護者へ「学校生活管理指導表」の配付及び医療機関への受診を指示

・保護者が配慮等を希望する場合

食物アレルギーによりアナフィラキシーなど重篤な症状が想定され、保護者が学校給食の対応や特別の配慮を希望している場合は、調理場が可能な対応を様式3で説明した上で「学校生活管理指導表」を配付し、「学校生活管理指導表」が提出された後、詳しい面談を実施することを伝える。

・保護者が配慮等を希望しない場合

食物アレルギーを有する児童生徒の情報を整理し、全教職員でその情報を共有して、日常指導の中で相談体制を整え、経過観察や日常的な指導を行う。

＜学校生活管理指導表提出依頼に係る注意事項＞

- ・原則、対応の必要な子どもについて一人1枚ずつ作成する。
- ・複数の診療科目（皮膚科と小児科など）に受診している場合には、必要に応じてそれぞれの担当医師に記入してもらう。
- ・学校は、提出された「学校生活管理指導表」等を、**個人情報の取り扱いに留意**するとともに、緊急時に教職員誰もが閲覧できる状態で、**一括して管理**する。
- ・「学校生活管理指導表」は、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、少なくとも**毎年提出**を求める。記載する医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示が変化しうる場合、**向こう1年間を通じて考えられる内容**を記載してもらう（病状に変化があった場合には、年度途中でも再提出を求める）。
- ・学校生活管理指導表を主治医に記載してもらう場合には、市教育委員会作成の医療機関の長宛「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に関する協力について（依頼）」と「学校管理指導表」を医療機関に提出する。記載については、医療機関により料金が異なり文書料が必要な場合がある。
- ・学校生活管理指導表等は、一部をコピーして保護者に渡し、原版を学校で預かる。
- ・転学の際には、「学校生活管理指導表」を保護者に返す。その際には、「学校生活管理指導表」等により、学校での管理を依頼していたことを転学先に必ず伝えるよう保護者に伝える。

保護者

- ・主治医への「学校生活管理指導表」等の依頼、学校への提出
- ・「学校生活管理指導表」等に基づく、学校との具体的取組に関する協議

学校

- ・対応の必要な児童生徒の保護者へ「学校生活管理指導表」等の提出依頼
- ・「学校生活管理指導表」等に基づく保護者との具体的取組に関する協議
- ・児童生徒に対する取組の実施
- ・緊急時に備えた体制の整備など

学校生活管理指導表等

主治医・学校医

- ・「学校生活管理指導表」等の記載
- ・専門的観点からの指導
- ・緊急発作時の相談など

医師の指示に基づく、保護者と学校の
共通理解の得られた取組の実施

③保護者との個別面談

面談票、管理指導表に基づき、対象の児童生徒の情報を詳細に得るため、次の事項に沿って、管理職と実務者が出席して面談を行い、申請内容を正しく把握する。

- ・面談者（例）：管理職、担当栄養教諭等、養護教諭、学級担任、給食主任
- ・面談内容：**様式5**、**様式6**に基づき行う。

●過去の食物アレルギー発症（アナフィラキシーを含む）情報

●家庭での対応状況

●当該児童生徒に対して学校生活において配慮すべき必要事項

●薬（エピペン®等）の持参希望の有無

●緊急時の連絡先・対応方法

●学級内の児童生徒並びに保護者へ当該児童生徒の食物アレルギー情報を提供することについての了解を得ること等

●原因食物についての具体的把握（具体的な症状、症状が出る量、調味料等より厳しい除去が必要か、加熱による可食等）

●給食提供の可否（完全提供・対応食提供・当日の献立による部分提供・弁当対応等）

●給食献立ならびに詳細な食材情報の提供

●持参する弁当の学校での保管場所・方法（職員室内専用冷蔵庫等）

●薬（エピペン®等）を持参する場合の取扱い（保管場所と使用方法等）

●緊急時の対応等

④個別の取組プラン案の作成

学級担任や養護教諭、栄養教諭等は連携し、「学校生活管理指導表」、面談内容、提出書類をもとに、学校での対応について検討し、取組プラン案を作成する。

●校内食物アレルギー対応委員会で個別の取組プランを決定し、全教職員で情報を共有する。

⑤調理場における対応の実施の決定と報告

面談票その他の資料に基づき、給食における対応を校長が決定する。

なお、校長は決定した事項を**様式8**により市教育委員会及び学校給食センターへ報告する。

⑥個別の取組プランの情報共有（保護者・教職員）

校長は保護者へ取組プランの内容を通知し、了解を得る。あわせて、全教職員に周知徹底し、共通理解を図る。**様式7**

⑦対応の開始

調理場及び学校において安全に学校給食を提供できる体制を最終確認して、対応を開始する。

栄養教諭等は調理上の具体的な手順等を調理指示書に示して、作業工程表・作業動線図を確認しながら、原因食物の混入や誤食のないように調理員に周知徹底を図る。

学級担任等は誤食等が起こらないように、対象児童生徒に管理や指導を行う。

様式9～11

⑧評価・見直し・個別指導

食物アレルギー対応委員会で、定期的に対応の評価と見直しを行う。

【評価】

学級担任等は食物アレルギーを有する児童生徒が対応食を確實に食べたかを確認して、食べ残しの状況などを、栄養教諭等を通じて調理場にフィードバックする。また給食時には、栄養教諭等は可能な限り、対象の児童生徒の学級を訪問して、実態把握や確認に努める。

【見直し】

保護者が学校給食における対応を希望する場合は、基本的に、毎年、管理指導表の提出を求める。経過による症状の軽症化・重症化によっては、医師と相談しながら対応の見直しを検討する。

<学校での食物アレルギー対応解除について>

- ・解除申請については、随時または更新時に受付を行う。必要に応じて、面談等で詳細の確認を行う。
- ・除去が必要だった食物に対し、学校での除去の対応の必要がなくなったと判断される場合は、保護者が「食物アレルギー対応解除申請書」を学校に提出して、対応の解除を求める。
 - 家庭でも症状が出ないことを確認する
 - 医師から解除可能の診断を受ける
- ・解除申請書の提出の際には、医師からの「学校生活管理指導表」や「診断書」等は不要。
- ・解除申請受理後、食物アレルギー対応委員会で対応解除を決定する。
- ・解除後も、体調の悪いときや食後の運動時には症状が出現する恐れがあるため、緊急時の対応について確認しておく。

※「解除申請書」は、保護者が主治医の指示のもと記入する。 様式15

【個別指導・定期的な面談】

- ・保護者と児童生徒に対して個別指導を行い、学校以外の食生活の質の向上を促す。
 - ・必要に応じて定期的に面談を行う。定期的に面談することで、保護者と学校、調理場が適切な対応に向けて、良好なコミュニケーションを築いていく。
- 面談では、児童生徒の給食での様子を伝え、家庭での除去状況や医療機関受診状況などの変化を聴取し、その後の対応に反映させる。また、その時点での課題や問題点の解決に向けて話し合う。面談者は、栄養教諭等、養護教諭、学級担任などとし、管理職も積極的に参加することが期待される。

(3) 学校給食における対応

食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるよう、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提として、学校、調理場の能力や施設設備に応じて、食物アレルギー対応を行う必要がある。

①学校給食における食物アレルギー対応の対象

- A 特定の食物に対して、食物アレルギーと診断され、医師の指示があること。
- B 学校生活管理指導表が提出されていること。
- C 家庭でも医師から指示された対応を行っていること。

上記のA～Cの条件を全て満たす場合は、学校給食での対応を検討する。

②学校給食における食物アレルギー対応方針

- ・安全性を最優先する。

学校及び調理場の状況と食物アレルギーを有する児童生徒の実態を総合的に判断し、安全性が十分に確保される対応を検討する。

- ・安全性の確保のため、多段階の対応は行わない。

(例) 牛乳アレルギーの場合、「完全除去」「少量可」「加工食品可」「牛乳を使用した料理可」等の様々なレベルで対応はしない。
→業務が複雑となり、事故が起きやすいため。

- ・各調理場により、下記の対応を行う。

【単独調理校及び美山学校給食センター】

原則、卵と乳の完全除去食を提供する。

代替食提供は行わないため、必要に応じて一部又は完全弁当対応となる。

【北部・南部学校給食センター】

除去食及び代替食の提供はしない。

そのため、必要に応じて、一部又は完全弁当対応となる。

対応方針を踏まえた上の給食対応

単独調理校及び美山学校給食センター	北部・南部学校給食センター
レベル1～レベル3まで実施	レベル1～レベル2まで実施

※その他として、卵・乳を含むデザートの場合は代替食品の提供を行う。

【レベル1】詳細な献立表対応

- 給食の原材料を詳細に記した予定献立表を事前に配布し、それとともに保護者や本人、学校が情報共有し、給食から原因食物を含んだ献立を除いて食べる。必要に応じて、加工食品の成分規格表についても情報共有する。
- 詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2以上の対応でも提供すること。

		単独校 (栄:配置校)	単独校 (栄:未配置校)	センター 受配校
事前 準備	・予定献立表を作成し、保護者、教職員に配付する。 必要に応じて、加工食品の成分規格表を配付する。	栄養教諭等	担当栄養教諭等 給食主任	センター栄養教諭等 給食主任
	・詳細な献立表をもとに除去する食品を確認し、学校へ報告する。		保護者	
	・確認した情報を教職員で共有する。		栄養教諭等・給食主任・学級担任	
当日	・除去する食品の確認をする。	学級担任・本人		
留意 事項	・特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認し、担任不在の場合の対応を明確にしておく。 ・学級担任は本人への精神的負担や一緒に喫食する他の児童生徒にも配慮する。			

【レベル2】弁当対応（一部弁当対応又は完全弁当対応）

- 一部弁当対応：除去食の対応が困難な料理に対して、家庭から部分的に弁当を持参すること。
- 完全弁当対応：食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参すること。
- レベル3であっても、場合によっては弁当対応することもある。

		単独校 (栄:配置校)	単独校 (栄:未配置校)	センター 受配校
事前 準備	・予定献立表を作成し、保護者、教職員に配付する。 必要に応じて、加工食品の成分規格表を配付する。	栄養教諭等	担当栄養教諭等 給食主任	センター栄養教諭等 給食主任
	・事前に弁当で代用するものを学校へ報告する。		保護者	
	・確認した情報を教職員で共有する。		栄養教諭等・給食主任・学級担任	
	・学校の実状に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理方法を決める。		食物アレルギー対応委員会	
当日	・弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理する。 ・一部弁当対応の場合は原因食物が入っていない給食を提供する。	学級担任・本人		
留意 事項	・特に学級担任は除去する食品と学校給食の内容を日々確認し、担任不在の場合の対応を明確にしておく。 ・学級担任は本人への精神的負担や一緒に喫食する他の児童生徒にも配慮する。 ・学級担任は給食当番に食物アレルギーを有する児童生徒が食べられる学校給食と原因食物を接触させないように指導する。			

【レベル3】除去食対応 ※単独調理校・美山学校給食センターのみ

●除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。

〔例：卵アレルギーのある児童生徒の「かきたま汁」から、卵を除いて調理する。〕

●原則、卵・乳の除去食対応とする。他の原因食物について対応する場合には、調理員も含め、アレルギー対応委員会で協議し、基本方針を決定すること。学校、調理場の能力や施設設備に応じて安全性が確保される範囲の対応とする。

		単独校 (※:配置校)	単独校 (※:未配置校)	センター受配 校（美山）	
事前 準備	・除去食の対応内容について、新年度が開始されるまでに協議する。 ・予定献立表を作成し、除去食物を明記したものを保護者に配付する。		食物アレルギー対応委員会 栄養教諭等	担当栄養教諭 等・給食主任 センター栄養教諭等・給食主任	
	<除去食物の決定> ・予定献立表を確認し、除去食物の確認印を付し、学校へ提出する。 ・「アレルギー対応予定表（例） 様式9 」を作成し、学校内で共有する。 ・「アレルギー対応確認表（例） 様式10 」を作成し、学級担任等に周知する。	保護者	保護者	保護者	
	<調理作業確認・打合せ> ・給食調理での対応内容を記載した調理指示書を調理員へ提出し、指示する。 ・調理指示書に基づき、作業工程表及び作業動線図を作成する。 ※原因食物の混入の恐れがある箇所をチェックし、担当者を明確にする。 ・的確に除去ができ、原因食物の混入が起こらないように、作業工程表及び作業動線図を確認し、打合せを行う。 ・配食・配膳についての点検や管理等、各作業の担当者との調整、確認を行う。	栄養教諭等 調理員	担当栄養教諭 等 調理員	センター栄養教諭等 センターチーム 調理員	
		栄養教諭等 調理員	担当栄養教諭 等 調理員	センター栄養教諭等 センターチーム 調理員	
		栄養教諭等 調理員	担当栄養教諭 等 調理員	センター栄養教諭等 センターチーム 調理員	
		栄養教諭等 調理員	担当栄養教諭 等 調理員	センター栄養教諭等 センターチーム 調理員	
	<調理・配食・検食> ・原因食物の混入が起こらないように調理指示書、作業工程表及び作業動線図に基づき調理する。 ・「アレルギー対応受渡表 様式11 」を作成し、除去食を個別食器に配食して、学級へ受け渡す。 ・検食を行う。 ・食物アレルギー対応確認表に基づき、該当する児童生徒の学校給食の内容を確認するとともに、誤食事故がないように注意する 様式10、11 。	調理員 調理員 校長等 学級担任	調理員 調理員 校長等 学級担任	調理員 調理員 センターチーム 校長等 学級担任	
	留意 事項	・除去食の栄養素の不足について、家庭で補うよう保護者に伝える。 調理担当者の区別化			
		・除去食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぐ。 ・作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気をつけて作業をするかを確認する。			
		調理作業の区別化			
・除去食を調理する作業を区別化する。 ・除去食調理のための作業動線図を作成し、事故予防につなげる。 ・調理している途中で除去食用に取り分ける等の作業の場合でも、作業工程表や動線図を活用することにより、作業を区別化する。					

<単独調理校及び美山給食センターにおける弁当対応の考慮について>

以下に該当する場合は、安全な給食提供が困難であるため、弁当対応を考慮する。

極微量で反応が誘発される可能性がある場合

①調味料・だし・添加物の除去が必要

②加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

- ・同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では〇〇（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- ・原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- ・えび、かにを捕食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

③多品目の食物除去が必要

④食器や調理器具の共用ができない

⑤油の共用ができない

⑥その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

※①～⑥に該当する場合、主治医や保護者に対応について、改めて確認すると良い。

【その他】代替デザート対応　※全校対応

●卵・乳を含むデザートを提供する場合のみ、代替食品を提供する。

		単独校 (栄:配置校)	単独校 (栄:未配置校)	センター 受配校
事前 準備	・予定献立表を作成し、保護者、教職員に配付する。	栄養教諭等	担当栄養教諭等	センター栄養教諭等
	・予定献立表及び代替デザートのアレルゲンを確認する。		給食主任	給食主任
	・代替デザート対象者一覧を学級担任等に周知する。	栄養教諭等・給食主任	給食主任	給食主任
当日	・原因食物が入っていない代替デザートが提供されていることを確認する。		学級担任・本人	
留意 事項	・学級担任は代替デザート対象者を把握し、誤食事故が起きないように注意する。 ・学級担任は本人への精神的負担や一緒に喫食する他の児童生徒にも配慮する。 ・担当栄養教諭等は、対応内容について、給食主任等と連携を図り、対応、確認を行う。			

③当日の対応の留意点

当日、誤配食がないよう再度確認を行い、給食の提供を行う。

	本人・家庭	他の児童生徒	教職員等	給食室等
朝	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で、当日の食物アレルギー対応について確認する。 ・弁当持参の場合は、各学校で決められた場所に預ける。 		<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応表を確認する。 ・除去食対応者が欠席の場合は、給食室へ連絡する。 ・給食時間に学級担任が不在となる場合には、代わりの教職員へ引継ぎを行う様式12。 ・弁当を預かる場合は、決められた場所に衛生的に保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の打合せ時に当日の除去食の調理作業、担当者について確認する。
給食準備	<ul style="list-style-type: none"> ・給食当番をする場合は、原因食物を含む料理には触れない。 ・弁当持参の場合は自分で取りに行く。 (一部持参で食器に移しかえる場合は自分で行う。) 		<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童生徒に対し、対象児童生徒へ原因食物が配膳されないよう、指導する。(トングやお玉、食器等の使用にも注意する) ・対象児童生徒に原因食物が提供されていないか最終確認を行う様式10。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除去食の食器、個票等様式11の確認を行う。
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> ・原因食物に触れない。 ・除去食の確認を担任と行う。 ・症状が出た場合は、担任、又は周りの児童生徒に伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒に原因食物が触れない、提供されないよう注意する。 ・牛乳パック等の片付けや食べ物を散らかさないよう注意する。 ・対象児童生徒に症状が出た場合には担任等に知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童のおかわり等について注意する。 ・食べ物がこぼれたり、散らかったりしていないか確認する(清掃は慎重に行う)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・除去食等が担任等に確実に渡るようにする。
給食終了時	<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪い場合は、担任等に知らせる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒の健康観察を行う。 ・昼休みや午後の授業の運動について配慮が必要な場合は確認する。 	

※誤食・異常があった場合は、食物アレルギーの緊急対応マニュアルに沿って全職員で対応にあたる。(P20・21 参照)

(4) 学校給食以外における対応

①学校生活での留意点（学校給食以外）

食物アレルギーを有する児童生徒の学校生活を安全・安心なものにするためには、学校給食以外にも配慮することが大切である。特に学校における次の活動は、一般的にアレルギー症状を引き起こしやすい原因と密接に関係するため、注意する必要がある。

食物・食材を扱う授業・活動

食物アレルギーの症状によっては、食べるだけでなく、吸い込む、触れることによっても発症する場合があるため、十分な想定をし、対応を協議すること。

活動内容	対応例
校外活動(校外学習・部活動)	弁当やおやつの交換をしない 家庭で食べたことのないものを持ってこない
調理実習や図工授業 食育体験活動 (蕎麦打ち、魚さばき、特産海産物提供事業(カニ)・味覚の授業、栽培、収穫体験等)	使用食材の配慮 作業内容を考慮 アレルゲンとなる食材を喫食、触れることがないような対応
宿泊学習や修学旅行	全ての食事メニューと使用食品を確認(特に加工食品の原材料確認)
学級活動(お楽しみ会、節分等の行事等)	アレルゲンとなる食材を喫食、触れることがないような対応
牛乳パックの片付け	後始末、洗浄などの作業時、触れることがないような対応
清掃場所	アレルゲンとなる食材を吸い込む、触れることがないような対応

運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

- 運動前4時間以内は原因食品の摂取を避ける。
- 原因食品を食べた場合、以後4時間の運動は避ける。
- 保護者と相談して運動を管理する。

校外活動・部活動

【「宿泊を伴う校外学習」における様式13、14】

- 重篤な症状が出現した場合を想定して、搬送する医療機関等を事前に把握する。
- 必要に応じて、主治医からの紹介状(緊急時の指示書)等を用意する。
- 少しでも発作の兆候があったら教職員に伝えるよう指導する。
- 児童生徒にどのようなアレルギー疾患があるか、及び当該児童生徒が持参している救急治療薬に関する情報を率教職員全体で共有する。
- 事前に活動先等と連絡を取り、食事内容について確認し、配慮を要請する。

②食物アレルギーに関する指導

食物アレルギーを有する児童生徒が安全で安心な楽しい学校生活を送るために、アレルギーを有する児童生徒の状況について、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮することが重要である。

そのため、保護者の意向やプライバシーに配慮しながら、アレルギーの有無に関わらず、児童生徒の発達の段階に合わせて、食物アレルギーに関する内容を指導する必要がある。

食物アレルギーを有する児童生徒及び学級での指導

●学級での指導

学級に食物アレルギーを有する児童生徒がいる場合には、事前に本人と保護者の了解を得た上で、児童生徒の発達段階に応じた指導を行うこと。

指導事項	指導内容例
食物アレルギーについての基本的な理解	食物アレルギーとはどのようなものか アレルギーの症状
食事を安全に提供するための注意事項	給食配膳時の注意 おかわりをしない、食べ散らかさない等 座席の配慮
学級でのルール	おみやげ(お菓子)の配布の注意
体験学習や校外学習時の注意事項	運動で誘発されることがある おやつの交換をしない 食べなくても、吸い込む、触れるなどで起きることがある
緊急時の対応確認	具合が悪い友達がいたらすぐに先生に知らせる

●個別指導

食物アレルギーを有する児童生徒とその保護者に対し、必要に応じて個別指導を実施する。

指導事項	指導内容例
自分で判断できる能力の育成	食物アレルギーについて正しく理解する 緊急時の内服薬・エピペン®の使用方法がわかる等
給食時の留意点	給食の流れに沿った確認をする
栄養摂取における家庭での留意点	除去食による栄養素の不足について家庭で補うことの必要性を確認する。

児童生徒への指導内容

食物アレルギーを有する児童生徒のアレルギー症状の発症を防ぐためには、原因食物を摂取しないよう常に配慮することが第一の対策となる。

そのため学校においても、児童生徒の理解度や発達の段階に応じた食に関する指導、保健指導、生活指導等を行い、自己管理能力を育成することが大切である。

指 導 内 容	
食に関する指導	<ul style="list-style-type: none">・原因食物を食べる（接触を含む）と体に異常な反応が出ることを理解すること。・食品表示等を参照し、原因食物を自分で避けることができること。・学校給食の献立に使用されている食物を調べて、食べない、または量を加減するといった自分の健康状況に応じた摂取の仕方ができること。
保健指導 (発症時の対応) (体調管理)	<ul style="list-style-type: none">・誤って原因食物を飲食し、気分が悪くなったり、かゆみ等の症状が出たりした場合には、直ちに周囲の人に知らせることができること。・緊急時処方箋（内服薬、吸入薬、エピペン®等）について、管理方法や使用方法など正しく理解し、自己管理ができること。・生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣やストレスの対処方法等を理解すること。
生活指導	<ul style="list-style-type: none">・友だちから勧められた時に、きちんと断り、その理由も説明できること。

【留意事項】

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスや精神面でのサポートを行う。
- ・指導を行う際には、アレルギーの症状や発達の段階に合わせ、必要に応じて主治医の指導や助言を受けながら行うこと。

③校内研修

食物アレルギーを有する児童生徒について、情報を正しく理解して共有するとともに、校内研修を実施して、教職員全員が緊急時に適切に対応できるよう備える必要がある。

研修時期

- 年度はじめ（学校給食を実施している場合は給食開始まで）に、必ず全教職員の共通理解を図る。
- 校外活動や宿泊を伴う活動の前など必要に応じて研修を実施する。

校内研修の内容（例）

●食物アレルギーの基本的な知識の理解

- ・食物アレルギーについて（定義・頻度・原因・症状・治療）
- ・アナフィラキシーについて（定義・頻度・原因・症状・治療）

●校内及び関係機関との連携体制の構築

- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校間での連携の在り方
- ・該当する児童生徒に対する個別指導の在り方
(症状の重い児童生徒に対する支援の重点化)
(食べてもよいもの・よくないもの等について、家庭と連携した指導)
- ・管理指導表や食物アレルギーを有する児童生徒に対する「取組プラン」について

●日常生活での配慮事項

- ・給食での対応
- ・給食以外での対応
- ・該当する児童生徒以外の児童生徒に対する説明及び協力の在り方（食育の授業等の活用）

●緊急時の対応

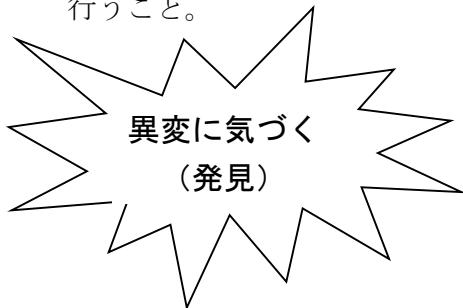
- ・発症時の症状と対応の仕方（教職員の役割分担）
- ・緊急対応訓練（シミュレーション研修、消防機関や医療機関との連携）
- ・エピペン®の使用の法的解釈
- ・エピペン®の保持者と保管場所の確認
- ・エピペン®の使い方の実技研修
- ・発症後の児童生徒の心のケアの方策

<エピペン®の適切な管理のために>

- ◇専用ケースに入れて保存・携帯
- ◇15～30℃での保存が望ましい
- ◇夏場にエピペン®を持ち歩く際の工夫
(例)・保冷バッグに入れる。
 - ・冷蔵庫で冷やした保冷剤（冷凍庫で凍らせた保冷剤は冷やしすぎる恐れ有り）をタオルなどで包んだものや、冷たい飲料水のペットボトルなどと一緒に入れる。

(5) 食物アレルギーに関する事故発生時の対応

事故の大小に関わらず、食物アレルギーに関する事故が発生した場合には、以下の対応を行うこと。



発見者が行うこと

- ・発症した児童生徒から目を離さない
(意識状態、呼吸、脈拍、症状の把握)
- ・人手の確保
(近くの児童生徒に他の教職員を呼ぶよう伝える。)
- ・安静を保つ体位をとらせる。

校長・教頭等が全体を把握し対応者への指示を行う

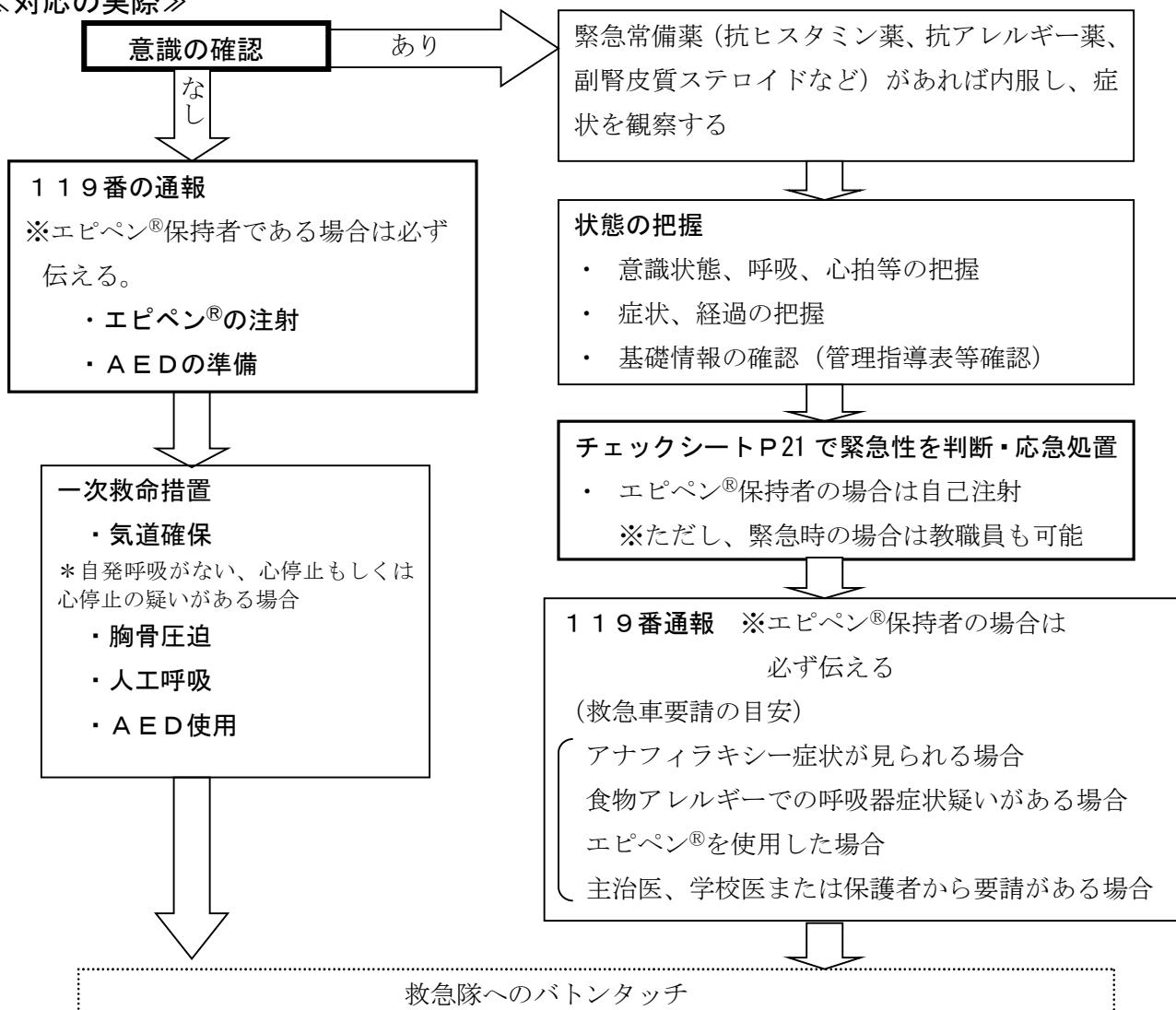
応援にかけつけた教職員が行うこと

- ・校長、教頭、養護教諭への連絡
- ・周囲の児童生徒の管理
- ・エピペン®使用又は介助、内服薬準備
- ・心肺蘇生や AED の使用
- ・状況の記録（症状は 5 分毎に記録）

校長、教頭等が行うこと

- ・保護者への連絡
- ・救急車要請などの判断
- ・緊急時連絡先への連絡・相談

《対応の実際》



症状チェックシート

- ◆アレルギー症状があったら、5分以内に判断する。
- ◆迷ったら、エピペン®を打ち、ただちに119番通報をする。
- ◆症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに注意深く観察する。

全身の症状	<input type="checkbox"/> ぐったり <input type="checkbox"/> 意識もうろう <input type="checkbox"/> 尿や便を漏らす <input type="checkbox"/> 脈が触れにくい又は不規則 <input type="checkbox"/> 唇や爪が青白い		
呼吸器の症状	<input type="checkbox"/> のどや胸が締め付けられる <input type="checkbox"/> 声がかかれる <input type="checkbox"/> 犬が吠えるような咳 <input type="checkbox"/> 息がしにくい <input type="checkbox"/> 持続する強い咳き込み <input type="checkbox"/> ゼーゼーする呼吸	<input type="checkbox"/> 数回の軽い咳	
消化器の症状	<input type="checkbox"/> 持続する強い（我慢できない）お腹の傷み <input type="checkbox"/> 繰り返し吐き続ける	<input type="checkbox"/> 中等度のお腹の傷み <input type="checkbox"/> 1～2回の嘔吐 <input type="checkbox"/> 1～2回の下痢	<input type="checkbox"/> 軽いお腹の痛み（我慢できる） <input type="checkbox"/> 吐き気
目・口・鼻・顔面の症状		<input type="checkbox"/> 顔全体の腫れ <input type="checkbox"/> まぶたの腫れ	<input type="checkbox"/> 目のかゆみ・充血 <input type="checkbox"/> 口の中の違和感、唇の腫れ <input type="checkbox"/> くしゃみ、鼻水、鼻づまり
皮膚の症状		<input type="checkbox"/> 強いかゆみ <input type="checkbox"/> 全身に広がるじんま疹 <input type="checkbox"/> 全身が真っ赤	<input type="checkbox"/> 軽度のかゆみ <input type="checkbox"/> 数個のじんま疹 <input type="checkbox"/> 部分的な赤み

上記の症状が1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

1つでも当てはまる場合

ただちに救急車で搬送

- ①エピペン®を使用する。
- ②救急車を要請する。
- ③その場で安静を保つ。
- ④その場で救急隊を待つ。
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる。

速やかに医療機関受診

- ①内服薬を飲ませ、エピペン®を準備する。
- ②速やかに医療機関を受診。（救急車要請も考慮）
- ③医療機関に到着するまで5分毎に症状の変化を観察し、□が1つでもあてはまればエピペン®使用。

安静にし注意深く観察

- ①内服薬を飲ませる。
- ②少なくとも1時間は5分毎に症状の変化を観察し、症状の改善が見られない場合は医療機関を受診する。

～安静を保つ体位～

ぐったりしている時：血圧低下の可能性あるため、仰向けて足を15～30cm高くする。

吐き気、嘔吐がある時：嘔吐物による窒息防止のため、体と顔を横に向ける。

※呼吸が苦しくて、仰向けになれない時は、上半身を起こし後ろに寄りかからせる。

(6) エピペン®を処方されている児童生徒への対応

<共通理解と連携>

日ごろからエピペン®に関する一般的知識の習得と、また処方を受けている児童生徒についての情報を**教職員全員が共有**しておく必要がある。

保護者の同意を得た上で、日ごろから学校医等に当該児童生徒の情報を提供するなど連携しておく。

エピペン®の処方を受けている児童生徒がアナフィラキシーショックとなり、救急車を要請する場合、エピペン®が処方されていることを消防機関に伝える。

<学校生活管理指導表>

主治医が記載した「**学校生活管理指導表**」等の提出を求め、保護者と学校で共通理解の得られた取組について協議する。

<エピペン®の管理>

児童生徒がアナフィラキシーに陥った時に、エピペン®を迅速に注射するためには、児童生徒本人が携帯・管理することが基本。

しかし、それができない状況にあり対応を必要とする場合には、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、エピペン®の管理について、学校は、保護者・本人・主治医・学校医・学校薬剤師等と十分な協議を行い、利便性と安全性を考慮した上で、それぞれの学校での最善の保管方法を検討する必要がある。

その方法の決定にあたっては、下記について、関係者が確認しておくことが重要。

- ・ 学校が対応可能な事柄
- ・ 学校における管理体制
- ・ 保護者が行うべき事柄（有効期限、破損の有無等の確認）など

※保管中には破損が生じないよう注意するが、破損等が生じた場合の責任は負いかねるなど保護者に理解を求めることが重要。

<エピペン®の注射>

エピペン®は、本人もしくは保護者が自ら注射するというのが基本。ただし、エピペン®を本人が自ら注射できない状況にあるときは、その場に居合わせた教職員が、人命救助の観点から緊急時の対応として使用することができる。

<自己注射のタイミング>

エピペン®注射は、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状（呼吸困難などの呼吸器の症状が出現したとき）のうちに注射するのが効果的であるとされている。

さらに、意識がはつきりしない、脱力状態に陥っているなどの場合には、エピペン®を打たないと生命が危険にさらされる可能性が大きくなる。

<自己注射をした後の処置>

エピペン®はあくまでも緊急避難として使用する薬で、医療機関での治療に代わり得るものではないため、注射後は速やかに救急搬送を行う。アドレナリンの効果が薄れてきたとき（15分後以降）に再び症状が出現することもあり、症状が回復した後でも絶対に一人にはさせない。また、自己注射器は安全に注意して針先を携帯ケースに戻し、搬送される医療機関まで持参すること。

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ (男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生年 _____ 組 _____

提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
A 食物アレルギー病型（食物アレルギーありの場合のみ記載） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 一時型 <input type="checkbox"/> 2. 口腔アレルギー症候群 <input type="checkbox"/> 3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 		A 給食 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 管理不要 <input type="checkbox"/> 2. 管理必要 B 食材を扱う授業・活動 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 管理不要 <input type="checkbox"/> 2. 管理必要 		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B アナフィラキシー病型（アナフィラキシー既往ありの場合のみ記載） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 食物（原因） <input type="checkbox"/> 2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー <input type="checkbox"/> 3. 運動誘発アナフィラキシー <input type="checkbox"/> 4. 昆虫（） <input type="checkbox"/> 5. 医薬品（） <input type="checkbox"/> 6. その他（） 		C 運動（体育・部活動等） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 管理不要 <input type="checkbox"/> 2. 管理必要 D 宿泊を伴う校外活動 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 管理不要 <input type="checkbox"/> 2. 管理必要 		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
■ 原因食物・除去相関 該当する食品の番号に○をし、かつ〈 〉内に除去基準を記載		D 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> ① 鶏卵 <input checked="" type="checkbox"/> ② 牛乳・乳製品 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 小麦 <input checked="" type="checkbox"/> ④ ソバ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ ピーナッツ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ 甲殻類 <input checked="" type="checkbox"/> ⑦ 木の実類 <input checked="" type="checkbox"/> ⑧ 果物類 <input checked="" type="checkbox"/> ⑨ 魚類 <input checked="" type="checkbox"/> ⑩ 肉類 <input checked="" type="checkbox"/> ⑪ その他1 <input checked="" type="checkbox"/> ⑫ その他2 		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
□ 緊急時に備えた処方薬 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 内服薬 抗ヒスタミン薬、ステロイド薬 <input type="checkbox"/> 2. アドレナリン自己注射薬（「エビペニ[®]」） <input type="checkbox"/> 3. その他（） 		E その他の記述・管理事項(自由記述)		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
病型・治療		学校生活上の留意点		★保護者	
A 症状のコントロール状態 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 良好 <input type="checkbox"/> 2. 比較的良好 <input type="checkbox"/> 3. 不良 		A 運動（体育・部活動等） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 管理不要 <input type="checkbox"/> 2. 管理必要 B-1 長期管理薬（吸入） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. ステロイド吸入薬 <input type="checkbox"/> 2. ステロイド吸入薬／長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 <input type="checkbox"/> 3. その他 		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
B-2 長期管理薬（内服） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 <input type="checkbox"/> 2. その他 		B-3 長期管理薬（注射） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 生物学的製剤 		★連絡医療機関 医療機関名： 電話：	
● 対応時の対応 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. ベータ刺激薬吸入 <input type="checkbox"/> 2. ベータ刺激薬内服 					
（アレルギーなし） アナフィラキシー / 食物アレルギー		（アレルギーなし） 気管支ぜん息			

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

名前 _____ アトピー性皮膚炎 (あり·なし)	(男・女) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生 _____ 年 _____ 組 アレルギー性結膜炎 (あり·なし)	提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
病型・治療		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
A 重症度のめやす (厚生労働科学研究所班) <p>1. 軽症：直横に関わらず、軽度の皮疹のみが見られる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。</p> <p>*重症度の皮疹：範囲の紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変</p>		A ブール指導及び長時間の紫外線下での活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B 動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要 C 発汗後 1. 管理不要 2. 管理必要 D その他の配慮・管理事項(自由記載) □ _____		
B-1 常用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏 (「プロトピック」) 3. 保湿剤 4. その他 ())		B-2 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 ()	B-3 常用する注射薬 1. 生物学的製剤	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
A 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎 (花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他 ()		A ブール指導 1. 管理不要 2. 管理必要 B 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 C その他の配慮・管理事項 (自由記載) □ _____	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
B 治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他 ()		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
A 病型 1. 通年性アレルギー性鼻炎 2. 季節性アレルギー性鼻炎 (花粉症) 主な症状の時期：春、夏、秋、冬		A 屋外活動 1. 管理不要 2. 管理必要 B その他の配慮・管理事項 (自由記載) □ _____	記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
B 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬 (内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()		記載日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名 _____

作成委員

福井市教育委員会保健給食課

福井市栄養教諭等部会

福井市養護教諭部会